

平成 27 年 5 月 29 日

各 位

上場会社名 原田工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 原田 章二
(コード番号 6904)
問合せ先責任者 上席執行役員 佐々木 徹
(TEL 03-3765-4321)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月25日開催予定の第58期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第26条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成27年6月25日

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月25日

以上